

2022 年 9 月作成

今回、市民公開講座における発表スライド作成に関して、著作権等の観点から想定 Q&A を作成しましたので、参考にして下さい。なお、関連法規や業界ルールの解釈については、あくまでも現時点での事例に基づく回答であることにご留意下さい。

公益社団法人日本脳卒中協会 事務局

Q：他者の著作物を許諾を得ることなく利用した場合、著作権料を請求されるのか

【回答】

著作者に与えられる著作物の独占的利用権を「著作権」といいます。一般的に、市民公開講座のような非営利目的で公益性が高い講演会においては、他者の著作物を引用したとしても、それによって何かしらの利益を発表者や日本脳卒中協会が受けることはほとんどないため、著作権料を請求される可能性は極めて低いと考えられます。また、許諾を求めても、無償であるケースが多いと考えます。

しかし、だからといって他者の著作物を勝手に使用することは好ましくなく、使用の許諾を得る、あるいは著作権法にある「引用」の要件を充足して、著作権侵害のリスクを回避すべきです。

文化庁ホームページ：「著作権制度の概要」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/index.html>

Q：ウェブサイトに掲載されているイラストや写真、ウェブサイトの画面を発表スライドに使いたい、問題はありますか

【回答】

ウェブサイトや論文・書籍に掲載されているイラスト・写真などの画像、ビデオ映像を無断で使用するのは著作権侵害のリスクがあります。このような場合は、著作権フリーのイラストや写真を集めたウェブサイトを利用するという対応が好ましいです。

無料でアクセスできるニュースサイトなどのイメージを、適切に引用して利用することは許容されると考えられますが、有料サイトや会員のみが閲覧できるサイトの画面を使用する場合は、契約上の問題が発生するリスクがあります。

Q：会場で行なう講演会、ライブ配信の講演会、オンデマンドのビデオ講演など、形態によって著作権の考え方に違いはあるのか

【回答】

著作権の考え方については、講演会の形態による違いはありません。ただし、特にオン

デマンド配信では、著作者が閲覧できる機会が多くなるため、著作権侵害があった場合には指摘を受けるリスクは高まると考えられます。

Q：スライド作成に際しては、著作権の侵害だけを注意すればよいのか

【回答】

スライド作成に際しては、著作権法以外にも薬機法など注意すべき法令があります。また、医薬品や医療機器メーカーとの共催による市民公開講座では、業界のプロモーションコードに準拠したスライド作成を求められることがあります。また、肖像権についても注意が必要です。

Q：薬機法については、具体的にどういったことに注意すべきか

【回答】

薬機法（正式名称：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律。旧薬事法）の規制対象は「何人も」と定められているので、医療従事者も遵守しなければなりません。

例えば、開発中（未承認）の医薬品を提示すること自体は、広告と見なされない限り薬機法違反とはなりません。その使用を推奨することはできません。また、承認された効能・効果、用法・用量を逸脱した使い方を推奨していると受け取られる内容は提示できません。

Q：肖像権については、具体的にどういったことに注意すべきか

【回答】

肖像権は法律で明文化されたものではなく、判例により認められている権利で、プライバシー権（人格権）とパブリシティ権（財産権）の2つで構成されています。

例えば、顔が認識できるなど個人が特定できる写真の場合は、許諾を得る、あるいはモザイクなどの処理を施して個人が特定されないようにします。また、個人情報の保護という観点からも配慮が必要です。

なお、芸能人やスポーツ選手などの肖像には経済的な効果があります。これを財産的価値として、無断利用されない権利をパブリシティ権といいます。有名人の肖像を使用する場合は、写真ではなく著作権フリーのイラストなどを利用することが好ましいと考えられます。

Q：医薬品や医療機器のメーカーと共催する市民公開講座で、発表スライドに修正を依頼される場合とは、どういった場合か

【回答】

例えば、日本製薬工業協会（以下、製薬協）は、企業活動における自主基準としてコード・オブ・プラクティスを制定し、市民公開講座の運営についても規制しています。医薬品や医療機器のメーカー（以下メーカー）が共催者となる場合には、メーカーから

発表者に対して、事前に発表スライドの提示を求められることがあります。著作権や肖像権に関するチェックに加え、薬機法や業界のプロモーションコード上のチェックを行なうためです。その結果、スライドの修正等を依頼される場合があります。医療用医薬品を対象とした広告活動監視モニター制度もあることから、より厳格にチェックを実施しているメーカーもあります。

【医薬品メーカーから修正を求められる事例】

- 市民に対する医療用医薬品の広告とみなされる内容があった場合
- 未承認の薬剤の推奨、未承認の効能・効果、用法・用量の推奨があった場合
- 不適切な有効性や安全性に関する表現があった場合
- 他社製品の誹謗・中傷と受け取られる内容があった場合

製薬協コード・オブ・プラクティス

<https://www.jpma.or.jp/basis/code/lofurc0000001dqt-att/code2.pdf>

以上